

幸区災害対策協議会医療救護部会設置要綱

(趣旨)

第1条 幸区災害対策協議会設置要綱第5条に基づき、幸区における大規模災害時の医療救護体制及び医療救護活動の拠点となる医療救護所の機能の充実・強化を図るため、幸区災害対策協議会医療救護部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 災害時医療救護体制に関すること
- (2) 医療救護所の機能・運営に関すること
- (3) 災害時医療の情報収集・共有に関すること
- (4) 災害時医療に係る研修・訓練に関すること
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 部会は、幸区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、救急診療所、赤十字奉仕団、川崎市看護協会及び行政で構成する。

- 2 部会長は、川崎市保健所幸支所長をもって充てる。
- 3 副部会長は、互選により決定する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
副座長がその職務を代理する。

(運営)

第4条 部会は、必用に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、必用に応じて部会に関係者又は関係職員を出席させることができる。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 幸区災害時医療救護所ネットワーク協議会設置要綱(24川幸地保第815号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。